

eラーニングによる運行管理者等一般講習受講助成金交付要綱

令和6年11月22日制定
令和7年4月1日改正
一般社団法人群馬県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人群馬県トラック協会（以下「協会」という。）の会員が運行管理者等指導講習等のオンライン化に対応するため、所属する運行管理者等がオンラインで当該講習を受講した場合、その費用を助成することにより、会員の利便性向上を目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象は、会員が群馬県内の営業所において選任している運行管理者等とする。

2 会員とは、協会定款に定める会員であり、かつ、正常なる会費の納入がなされている会員をいう。

(助成対象期間)

第3条 令和7年度については、令和7年4月1日から令和8年3月15日までの間に受講が終了し、支払いが完了したものとする。

(助成対象講習及び助成額)

第4条 助成対象となる講習は、独立行政法人自動車事故対策機構が提供するeラーニング方式による運行管理者等一般講習とし、助成額は受講料の全額（1名当たり、3,200円）とする。但し、講習テキストの送料等については助成対象としない。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする会員は、別記様式の「eラーニングによる運行管理者等一般講習受講実績報告書（助成金交付請求書）」により、協会で定める書類を添付し、協会に対して提出しなければならない。

2 助成金の最終交付申請期限は、令和8年3月19日とする。

(助成金の交付)

第6条 協会は、前条の実績報告書及び関係書類の提出があったときは、その内容を精査し、条件に適合すると認めるときは助成金を交付する。但し、予算枠に達した時点で受付を終了する。

(報告の義務)

第7条 助成金の交付を受ける会員は、協会が必要と認めた場合には、協会に対して所要の報告を行わなければならない。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、別に定める。

(附 則)

1 本要綱は令和6年12月1日より適用する。

(附 則)

1 本要綱は令和7年4月1日より適用する。

なお、改正前の要綱に基づき実施した助成事業については、なお従前の例によるものとする。

別記様式

年 月 日

eラーニングによる運行管理者等一般講習受講実績報告書
(助成金交付申請書)

一般社団法人群馬県トラック協会
会長 武井 宏 殿

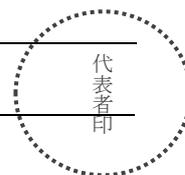
所在地 _____

事業者名 _____

代表者名 _____

担当者名 _____

電話番号 _____



eラーニングによる運行管理者等一般講習受講助成金交付要綱第5条に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 助成金申請額 _____ 円

2 助成金振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 その他	支店
預金種別	普通・当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

※ 添付書類

- (1) 受講者名簿(別紙)
- (2) 講習受講に係る領収書(写)
- (3) 修了証明書(写)

別紙

eラーニングによる運行管理者等一般講習受講者名簿

事業者名 _____

No.	氏名	就職年月日	修了年月日	助成金額
1		年 月 日	年 月 日	円
2		年 月 日	年 月 日	円
3		年 月 日	年 月 日	円
4		年 月 日	年 月 日	円
5		年 月 日	年 月 日	円
6		年 月 日	年 月 日	円
7		年 月 日	年 月 日	円
8		年 月 日	年 月 日	円
9		年 月 日	年 月 日	円
10		年 月 日	年 月 日	円
合計				円